

# 通学支援事業を利用する前のチェックリスト

## (保護者向け資料)

子ども、保護者、学校、事業所がスムーズに通学支援事業を利用できるように調整をお願いします。

支給決定を受けた後、サービスを利用する前に事業所と契約を行いましたか？

通学支援事業を利用して登下校の送迎を行うことを学校に報告しましたか？

緊急時の連絡先を事業所と交換しましたか？

早退や学級閉鎖等の緊急時のため、学校から保護者、保護者から事業所に連絡できるように調整しましたか？

※学校と事業所が直接連絡しない仕組みにしてください。

学校での引き渡し方法について、事業所に説明しましたか？  
また、必要に応じて、実際の登下校に事業所に付き添ってもらったうえで説明しましたか？

通級指導教室が普段通っている学校と別の学校にある場合、学校と引き渡し方法を調整して、その内容を事業所に説明しましたか？

自動車を使用する場合、事故防止のため学校敷地内の走行経路や時間帯を学校と調整して、その内容を事業所に説明しましたか？

ヘルパーが送迎することを子どもに説明しましたか？また、必要に応じて、ヘルパーと顔合わせをしましたか？

他の通学支援事業所やボランティア等を利用している場合、これらの事業所等に報告しましたか？

※出発地及び目的地は、自宅、市内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（スクールバスの集合場所を含む。私立を除く）です（幼稚園、保育園、認定こども園、私立の小中高校、大学、専門学校、児童クラブ、放課後等デイサービス事業所、学習塾等は通学支援事業の対象外です）。

※不明な点は、高齢・障害者支援課にお問い合わせください。

電話：042-769-8355 F A X：042-769-5708

令和8年2月更新